

○津軽広域連合議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例

(平成10年 2 月10日 条例第 2 号)

改正 平成11年 7 月 9 日 条例第 3 号
平成11年12月24日 条例第 4 号
平成12年 7 月26日 条例第 4 号
平成12年12月26日 条例第 5 号
平成13年 3 月24日 条例第 1 号
平成14年 3 月26日 条例第 3 号
平成15年12月26日 条例第 3 号
平成16年 3 月30日 条例第 1 号
平成18年 6 月 1 日 条例第 3 号
平成19年 2 月26日 条例第 1 号
平成20年 2 月28日 条例第 3 号
平成20年11月18日 条例第 5 号
平成25年 2 月21日 条例第 1 号
平成25年11月18日 条例第 2 号
平成26年 2 月25日 条例第 1 号
平成26年 3 月26日 条例第 2 号
平成28年 2 月25日 条例第10号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、議会の議員に対する議員報酬及び費用弁償の額並びに次に掲げる職に対する報酬及び費用弁償の額並びにそれらの支給方法に関して、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 広域連合長
- (2) 副広域連合長
- (3) 選挙管理委員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第189条第 3 項の規定により出務した補充員を含む。以下同じ。）
- (4) 監査委員
- (5) 介護認定審査会委員
- (6) 障害支援区分判定審査会委員
- (7) 情報公開・個人情報保護審査会委員
- (8) 行政不服審査会委員
- (9) 津軽広域懇談会委員
- (10) その他の非常勤の委員又は職員

(議員報酬)

第 2 条 議会の議員に対する議員報酬の額は、別表第 1 による。

2 議員報酬の支給については、出務の日数に応じその都度支給する。

(委員等の報酬)

第 2 条の 2 第 1 条第 3 号から第10号までに掲げる職にある者に対する報酬の額は、別表第 2 による。

2 前条第 2 項の規定は、報酬の支給について準用する。ただし、介護認定審査会委員及び障害支援区分判定審査会委員の報酬は月ごとに出席の日数分を合計した額を翌月の第 3 金曜日までに、その他の非常勤の委員又は職員の報酬は広域連合長が定める日に支給

するものとする。

(費用弁償)

第3条 議会の議員及び第1条各号に掲げる職にある者がその職務のために旅行（次項から第4項までに規定する場合を除く。）したときは、津軽広域連合職員等の旅費に関する条例（平成10年津軽広域連合条例第19号。以下「旅費条例」という。）に準じ、内国旅行については別表第3により、外国旅行については旅費条例第16条及び第24条の規定を準用しその費用を弁償する。

2 議会の議員及び第1条各号に掲げる職にある者（第1条第1号、第2号及び第10号に掲げる職にある者を除く。）が招集に応じた場合で、旅行の行程が100キロメートル以上のとき及び旅行の行程が50キロメートル以上100キロメートル未満でその者の属する機関の長がその職務に従事した時間の都合上宿泊を要すると認めたときは、1日につき別表第3に定める日当の定額を費用弁償として支給する。

3 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額の日当を費用弁償として支給する。

(1) 議会の議員が、議会の会議のため招集に応じたとき 1日につき1,500円

(2) 選挙管理委員又は監査委員が、議会の会議のため招集に応じたとき 1日につき1,400円

4 議会の議員及び第1条各号に掲げる職にある者（第1条第1号、第2号及び第10号に掲げる職にある者を除く。）が招集に応じた場合は、旅行の行程が4キロメートル以上の場合に限り鉄道賃又は車賃の実費額を、その者の属する機関の長がその職務に従事した時間の都合上、宿泊を要すると認めたときは別表第3に定める宿泊料の額の範囲内の宿泊料の実費額を、及び旅行の行程が50キロメートル以上100キロメートル未満で公共交通機関を利用したとき（その者の属する機関の長がその職務に従事した時間の都合上宿泊を要すると認めたとき及び前項に該当するときを除く。）は同表に定める近隣旅行雑費の定額を、費用弁償として支給する。

5 前各項に規定する費用弁償の支給に関して必要な事項は、広域連合長が定める。

(委任)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年7月9日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月24日条例第4号）

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年7月26日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月26日条例第5号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月24日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年 3 月26日条例第 3 号）

この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年12月26日条例第 3 号）

この条例は、平成16年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月30日条例第 1 号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 6 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 2 月26日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、この条例による改正前の津軽広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例第 1 条、第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 4 項並びに別表第 2 の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成20年 2 月28日条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年11月18日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 2 月21日条例第 1 号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定並びに第 2 条中津軽広域連合障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の題名の改正規定及び同条例第 1 条の改正規定（「津軽広域連合障害程度区分判定審査会」を「津軽広域連合障害支援区分判定審査会」に改める部分に限る。）は、平成26年 4 月1日から施行する。

附 則（平成25年11月18日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 2 月25日条例第 1 号）

この条例は、平成26年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月26日条例第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 2 月25日条例第10号抄）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条第 1 項関係)

区 分	議員報酬の額
議 会 の 議 員	円 日額 10,000

別表第 2 (第 2 条の 2 第 1 項関係)

区 分	報 酬 の 額
選 挙 管 理 委 員 員 監 査 委 員	円 日額 10,000
介 護 認 定 審 査 会 委 員	会 長 日額 21,800
障 害 支 援 区 分 判 定 審 査 会 委 員	委 員 日額 18,000
情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 委 員	会 長 日額 12,100
行 政 不 服 審 査 会 委 員	委 員 日額 10,000
津 軽 広 域 懇 談 会 委 員	座 長 日額 12,100
	委 員 日額 10,000
そ の 他 の 非 常 勤 の 委 員 又 は 職 員	予算の範囲内で広域連 合長が定める額

別表第 3 (第 3 条第 1 項、第 2 項、第 4 項関係)

区 分	日 当 (1 日につ き)	宿泊料 (一夜につ き)		食卓料 (一夜につ き)	近隣旅 行雑費 (1 日につ き)	鉄道賃	船賃	車賃
		甲地方	乙地方					
広 域 連 合 長 議 会 の 議 員 副 広 域 連 合	円 3,000	円 14,800	円 13,300	円 3,000	円 750	旅費条例の適用を受 ける津軽広域連合一 般職の職員の例によ る。		
選 挙 管 理 委 員 監 査 委 員	2,800	13,900	12,500	2,800	700			
介 護 認 定 審 査 会 委 員 障 害 支 援 区 分 判 定 審 査 会 委 員 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 委 員 行 政 不 服 審 査 会 委 員 津 軽 広 域 懇 談 会 委 員	2,200	10,900	9,800	2,200	550			
そ の 他 の 非 常 勤 の 委 員 又 は 職 員	広域連合長が定める額							

備考 1 宿泊料の欄中甲地方とは市制施行地をいい、乙地方とは甲地方以外の地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

3 広域連合長、議会の議員及び副広域連合長の職にある者が運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による旅行をする場合には、上級の運賃を船賃として支給する。

4 広域連合長、議会の議員及び副広域連合長の職にある者が鉄道旅行において運賃の等級を設けない線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、特別車両料金を鉄道賃として支給できるものとする。